

IV－75

道路用地利活用の提案とその対策

東北地方整備局 秋田工事事務所 正会員○長谷川 久 芳
東北地方整備局 秋田工事事務所 正会員 近 藤 清 久
秋田大学 正会員 清 水 浩志郎
株式会社 高島テクノロジーセンター 正会員 遊 佐 浩 幸

1. はじめに

郵政省とNTTの発表によれば、平成12年3月末現在、携帯電話、自動車電話、PHSをあわせた移動電話の加入台数は、全国で約5,680万台、すなわち国民の2人に1人が携帯電話を持っていることになる。

その一方で、固定電話に比べて割高な通話料金や回線の「つながらない」トラブル、交通事故の増加など解決すべき新たな課題も生じている。なかでも携帯電話使用中の交通事故の多発が今後懸念され、その対策が急務である。

携帯電話使用中の交通人身事故は、全国で2,583件（平成11年）起きている（表－1）が、そのうち秋田県内では、33件（前年に比べ5件増）死亡者は2名、負傷者は41名である。

表－1 携帯電話使用時の交通事故(全国)

	総計	操作状況			
		受信	発信	通話中	その他
事故件数(件)	2,583	1,146 (44.4%)	528 (20.4%)	382 (14.8%)	527 (20.4%)
死亡事故(件)	26	8	5	7	6
[死亡者数]	[26]	(30.8%)	(19.2%)	(26.9%)	(23.1%)
負傷事故(件)	2,557	1,138 (44.5%)	523 (20.4%)	376 (14.7%)	520 (20.4%)
[負傷者数]	[3,779]				

資料：秋田県警（平成11年）

こうした状況下、平成11年11月道路交通法が改正され、運転中の携帯電話の使用が原則禁止された。

このような法律的規制の施行に対して携帯電話使用者の法遵守はもちろんであるが、他方で道路環境整備という側面援護も望まれる。

一方、現在の道路には線形改良に伴い発生した閑地が所々でみうけられる。場所によっては、花壇や駐車帯として利用してはいるものの、道路管理者である国や県など行政担当者はその有効利用に頭をいためているのが現状である。

本考察は、この未利用地に着目し、ここを携帯電話が使用できるスペースとして利用することを提案するものである。

2. アンケート調査

道路利用者の運転時の携帯電話等の利用実態及び携帯電話利用のための駐車帯の必要性について、また、同駐車帯の整備に關しての建設費負担の支払意志額等についての意識調査を行った。なお、調査にはCVM(Contingent Valuation Method)を適用した。

アンケート調査は、平成12年3月に、秋田県内に開設している6箇所の道の駅及び大規模小売店「イオン」の7箇所において、ヒアリング方式により実施した。その結果、有効票として806票を得た。

(1) 主な調査項目及び調査結果

- ①ドライバーの携帯電話所有者は67%
- ②カーナビ装着率は7%
- ③運転中に89%のドライバーが電源を入れている
- ④運転中の電話を受ける人(直接持って受信、ハンズフリー)は61%、受けない人(ドライブモード)は39%
- ⑤受ける人のうち、運転しながら話す人は60%、車を止めてかけ直す人は30%
- ⑥電話をかけ直すまでの時間は平均14分(時速40km/hで約9km走行)
- ⑦車を止めて電話をかけ直す場合は路肩に止める人が55%、空き地や道の駅を利用する人が45%
- ⑧当該施設を必要だと思っている人は70%
- ⑨当該施設が設置された場合、利用する人は79%
- ⑩当該施設が設置された場合、その他の目的にも利用したい人は22%
- ⑪当該施設の設置間隔は平均11kmが適切である
- ⑫案内板は駐車帯の手前に平均1.1kmの位置に設置するのが適切である

(2) 駐車帯の必要性について

携帯電話使用のための駐車帯の必要性については、全体の約74%の回答者が建設に賛成しており、各年代とも賛成者の割合が高い結果となっている。

(3)建設費負担について

携帯電話使用のための停車帯を設置するにあたり、その建設費について建設時1回に限り負担してもらうことについて質問した結果、全体の約70%が賛成と回答している。

また、その支払意志額については1,000円程度の負担なら可能との回答が約30%と最も多く、次いで1,000円以下の負担なら可能との回答が約25%となっている。その平均支払意志額は1,106円である。

(4)1回当たり利用負担について

建設後の維持管理費用を賄うための負担として、1回の利用においてどの程度の負担が可能であるかという質問を行った結果、全体の約38%の人が停車帯の利用毎の負担はやむを得ないと考えていることがわかった。

また、1回当たり利用における負担可能な支払意志額については、100円程度の負担なら可能であるとの回答が約18%と最も多かった。1回当たりの利用における平均支払意志額は71円である。

以上のことから、道路交通の安全面からも、道路利用者のニーズの点からも、本計画の施設の必要性が非常に高いことが実証された。

3. 未利用地の状況と設置の考え方

秋田工事事務所管内の国道における、携帯電話やカーナビ利用のための停車帯として利用可能な箇所は、次の整備方針に基づき108箇所ピックアップされた。

a. 整備方針



(図-1)

①用地買収が伴わない箇所

②設置間隔は概ね10km前後（アンケート調査結果を踏まえ）

③停車帯は、道路構造令より、停車帯延長20～40m、出入口のすりつけ各20mの全長60～80m

b. 停車帯の構造

停車帯の構造については、用地条件等を踏まえ、縁石で本線と分離するパーキング型及び本線に接続して停車帯を設ける路側駐車帯型の2タイプに分類（写真-1はパーキング型）。

4. おわりに

本停車帯の検討にあたり、現在「道路用地利活用検討委員会」を設立し、学識経験者をはじめとして、トラック協会、バス協会等の道路利用者及び携帯電話会社を交えて、様々な視点・立場から停車帯の整備検討を行っている。これまで2回の委員会が開催された。その中で、愛称及びシンボルマークについては、全国公募により決定することとし、愛称については3,350点の中から「もしもしピット」、シンボルマークについては230点の中から下に示すの図案が採用された（図-1）。

秋田工事事務所では、昨年12月までに管内の国道7号の13箇所に「もしもしピット」を試験整備し、12月21日から供用を開始している（写真-1）。

供用から1箇月が経過し、現在、供用後のアンケート調査を準備中（2月初旬に調査予定）であり、このアンケート調査の結果を踏まえ、3月に第3回の検討委員会を開催し、「もしもしピット」の総括を行う予定にしている。



(写真-1)
パーキング型